学び直し支援金について

独立行政法人国立高等専門学校機構

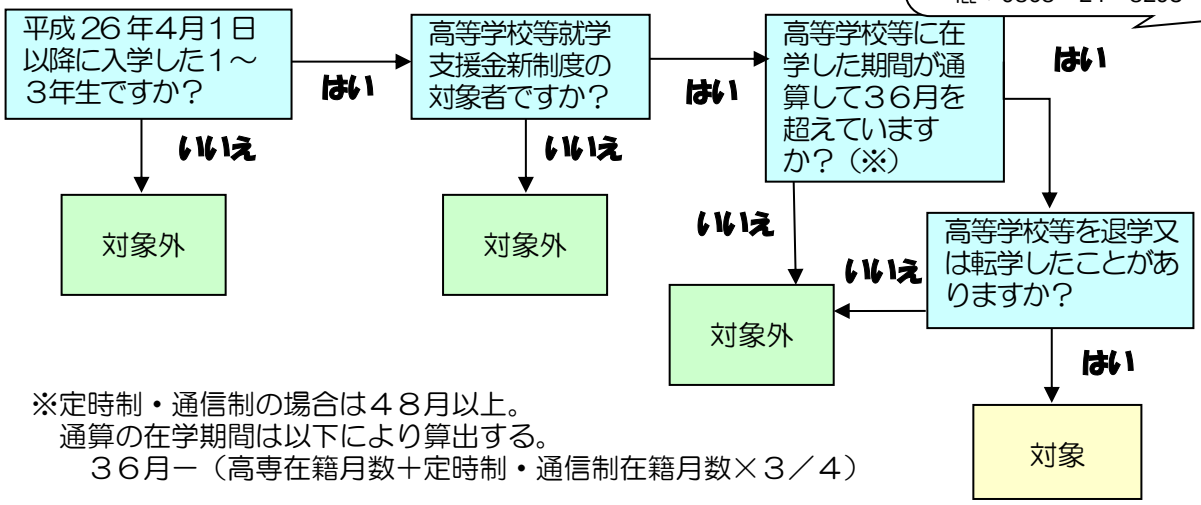
1．制度の概要

本制度は、平成26年4月1日以降に入学した1～3年生で高等学校等就学支援金新制度対象者(※)であった者のうち、高等学校等を退学又は転学した経歴があり、高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者について、就学支援金に相当する額を支給するものです。

※平成26年4月1日以降に入学した者。ただし、平成26年4月1日以前より、高校等に引き続き在学する者は除く。

問合せ先
津山工業高等専門学校
学生課課学生生活係係
TEL：0868－24－8293

2．対象となる者について



※定時制・通信制の場合は48月以上。
通算の在学期間は以下により算出する。
36月－（高専在籍月数＋定時制・通信制在籍月数×3／4）

3．支給期間及び支給額について

（1）支給期間について

1～3学年に在学する期間、最大で12月支給される。

（2）支給額について

学び直し支援金の支給額は、下表のとおりです。

※学び直し支援金は学生本人（保護者等）が直接受取るものではありません。学校が学生本人に代わって国から学び直し支援金を受取り、授業料に充当するものです。授業料と学び直し支援金との差額分については学生本人に負担していただくことになります。（下表参照）

＜所得判定基準＞ 市町村民税の課税標準額 × 6％ －市町村民税の調整控除の額（※） （保護者等合算額）	就学支援金支給額(b)	授業料本人負担額(a)-(b)
30万4,200円以上	月額 0円（支給なし）	月額 19,550円
15万4,500円以上～30万4,200円未満	月額 9,900円（一律支給のみ）	月額 9,650円
0円（非課税）～15万4,500円未満	月額 19,550円（加算額 9,650円）	月額 0円

※6％は市町村民税の標準税率（標準税率との関係で、調整控除の額について指定都市の場合は調整（3/4 を乗じる）が必要）。

※調整控除とは、平成19 年に国から地方へ税源が移譲したことに伴い生じる個人住民税と所得税の人的控除の差額に起因する負担増を調整するための控除。

※令和4年7月分以降、早生まれの生徒（※）が申請を行う場合、＜所得判定基準＞の算定式は次のとおりとなります。

（市町村民税の課税標準額－12万円）×6％－市町村民税の調整控除の額　（保護者等合算額）

（※）例：令和5年7月分～令和6年6月分の判定の場合、平成19年1月2日～平成19年4月1日生まれの者。詳しくは学校にお問い合わせください。

※学び直し支援金所得判定基準により支給されるため、**保護者等の失職、倒産等家計急変したときにすぐ反映されない場合があります**。その場合でも、やむを得ない理由（「疾病、負傷により離職・休職し、その後90日以上就労困難な場合」や、「自己の責めに帰すべき理由によらない離職」等）により収入が著しく減少した場合は、前年の課税所得によらず、別度により授業料と就学支援金との差額について支援を受けられる可能性があります。詳しくは学校の担当窓口にお問い合わせください。

4. 必要な手続きについて

（1）提出書類について

高等学校等就学支援金（新制度）の受給が満了する翌月に、以下の書類をご所属の高専窓口へ提出してください（提出が遅れた場合は、申請書を受理した日が属する月の分から支給されます）。

① 高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書
② 保護者全員の所得額等が確認できる書類（課税証明書、所定様式　等）

※申請月が4月～6月の場合は、令和3年の所得に基づく令和4年課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除の額が確認できる書類を添付する。
※申請月が7月以降の場合は、令和4年の所得に基づく令和5年課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除の額が確認できる書類を添付する。

（2）収入状況の届出について

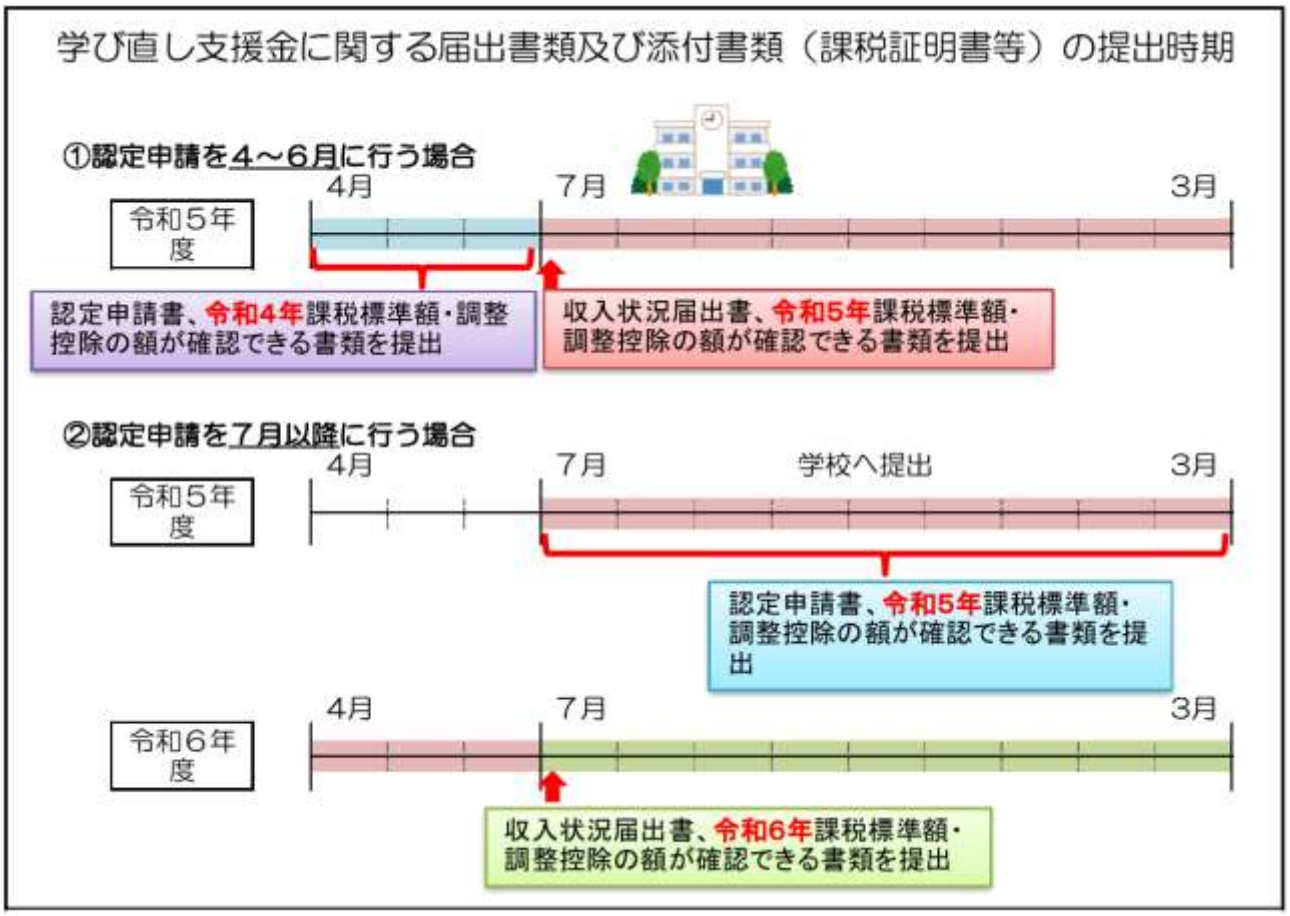
認定を受けた方、受けている方は、毎年度、指定された期日（7月頃）までに、以下の書類をご所属の高専窓口へ提出してください。正当な理由がなく提出しない場合は、学び直し支援金が一時差し止めとなり、原則、翌年度の収入状況届出書等を提出するまでの1年間支払われません。

① 収入状況届出書（受給継続希望者）
② 保護者全員の令和4年の所得に基づく令和5年課税所得額（課税標準額）及び調整控除の額が確認できる書類（所定様式　等）

※前年の所得に基づく当年の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除の額が確認できる書類を添付する。

なお、所得制限になると見込まれる者は、①と②を提出する代わりに、以下の書類を提出することで、受給権放棄の手続きを行うことも可能です。

③ 受給権放棄の申立書（所得制限になると見込まれる者）



5. 留意事項

学び直し支援金受給中に、以下の変更があった場合には、その都度、改めて届出が必要となるので、急ぎ各国立高等専門学校の担当窓口にお申し出ください。

- 休学・復学
- 婚姻またはその解消等による保護者（所得確認対象者）の変更があった場合
- 令和5年4月以降に収入の修正申告や税額の更正決定による所得の変更があった場合（それ以前の所得割額の変更も対象）